

令和3年10月8日

医療機関各位

大阪労働局労働基準部監督課
大阪府医療勤務環境改善支援センター

個別相談会の開催について

平素より労働基準行政の運営につきまして、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、ご承知のとおり、労働基準法の改正を含む「働き方改革関連法」が、平成30年7月6日に公布されました。この中で、医業に従事する医師に対する時間外・休日労働の上限規制の適用は令和6年3月31日まで猶予されることとなっておりましたが、令和3年5月28日に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が公布され、令和6年4月1日から医師に関しても時間外・休日労働時間の上限規制が適用されることとなりました。

各医療機関におかれましては、令和6年4月1日の上限規制適用に向けて計画的、自主的な取り組みが重要な時期となっております。

このため、大阪労働局と大阪府医療勤務環境改善支援センターの共催で、下記のとおり個別相談会を開催しますので、ご案内いたします。

記

- | | |
|--------|--|
| 1 日 時 | 令和3年10月27日（水）10:00 ～ 16:00 |
| 2 場 所 | 大阪府病院年金会館 地下1階コンベンションルーム
(大阪市天王寺区六万體町4-11) |
| 3 対 象 | 大阪府内病院管理者・労務関係担当者 |
| 4 定 員 | 50施設（先着順） |
| 5 参加料 | 無料 |
| 6 申込方法 | 電話のみの受付となります。大阪府医療勤務環境改善支援センター（06-6776-1616）に電話していただき、別紙リーフレットに記載されている希望の時間帯をお伝えください。
※（1施設30分まで） |
| 7 申込締切 | 令和3年10月20日（水） |
| 8 駐車場 | 当会館には駐車場は限られております。周辺に有料駐車場はありますが、なるべく公共交通機関をご利用ください。 |